

一般社団法人日本クラウドセキュリティアライアンス アカデミック会員規約

制定日：2021年12月17日

第1条 アカデミック会員資格

一般社団法人日本クラウドセキュリティアライアンス（以下、CSA ジャパンと言います）は、以下の条件を満たす者を、「アカデミック会員」として受け入れます。

- (1) 日本法の下に存在する教育機関の役員、職員、教員、学生またはこれらに準ずる者であること
- (2) 所属する教育機関から、当該教育機関が使用するドメイン名による、電子メールアドレスの配布を受け、現に使用していること。ac.jp または ed.jp ドメインであることを原則とするが、所属教育機関から別のドメインを割り当てられた場合は、それを認める。
- (3) 入会に際して要求される誓約事項を遵守することを CSA ジャパンの指定する方法により誓約し、アカデミック会員である間、誠実に遵守すること
- (4) 入会時および CSA ジャパンの更新年度ごとに、所定の会費を支払うこと
- (5) CSA ジャパンが行う会員向けその他の日本語によるコミュニケーションを理解し、必要な対応を行うこと

第2条 アカデミック会員が遵守すべき誓約事項

第1条で定義されたアカデミック会員となるために、希望者は以下の事項を確認し、その遵守を誓約しなければなりません。

- (1) アカデミック会員である資格要件（第1条に記載）に示す条件を、入会申し込み時点ですべて満たしているか、または遵守を約束すること
- (2) 反社会的勢力の一員でなく、反社会的勢力と一切関わりがないこと
- (3) CSA ジャパンが指定する会費を指定通りに支払うこと
- (4) この「アカデミック会員規約」の全条項に同意し、受け入れること
- (5) CSA ジャパンの会員の行動規範（第3条に記載）を遵守すること
- (6) アカデミック会員たる資格（第1条）を失った場合は速やかに CSA ジャパンに届け出て、アカデミック会員を退会すること（個人会員になることを妨げるものではありません）
- (7) CSA ジャパンが、アカデミック会員たる要件を満たさないと判断し、当該資格を停止または剥奪した時は、その決定に従うこと

第3条 アカデミック会員の行動規範

以下は、CSA ジャパンの正会員に適用される行動規範です。アカデミック会員は、すべてこの規範を正会員と同等に遵守しなければなりません。

会員は、以下の事項を遵守し、当法人および Cloud Security Alliance の活動に積極的に参加することにより、その価値を高め、社会に貢献する取組みの一端を、積極的に担わなければならない。

- (1) Cloud Security Alliance の設立の理念（mission statement）を共有し、その提供する価値を、自らが参加する場等で広め、周知すること
- (2) 当法人の目的を共有し、事業に参加することにより、クラウドコンピューティングの提供と利用に関わる存在に対して、セキュリティ面の価値を提供し、クラウドコンピューティングの推進に貢献すること

- (3) 当法人の活動の質的・量的拡大に資する行動をとり、組織の運営と活性化のために、自らの能力と立ち位置に応じて、積極的に役割を果たすこと
- (4) コンピューティング、通信、情報のセキュリティを脅かす脅威に対処し、コンピューティング、通信、情報のセキュリティを向上させ、その安全安心な利活用に向けての取り組みの一端を担うこと
- (5) これらの活動や目的に反する行為を慎み、またそのような行為の抑制に努めること

第4条 アカデミック会員の権利

アカデミック会員は、CSA ジャパンの活動に関して、以下のことが認められます。

- (1) CSA ジャパンがメーリングリストを通じて正会員に提供する情報を受け取ること
- (2) CSA ジャパンが開催するセミナー、勉強会等のイベントに、正会員に準じた資格と条件で参加すること
- (3) CSA ジャパンが正会員を対象として行う会員交流会に、会員に準じた資格と条件（会費の軽減措置等を含む）で参加すること
- (4) CSA ジャパンのワーキンググループ活動、タスクフォースによる活動等、研究・勉強・知財形成の活動に、会員に準じた資格で参加すること。
- (5) 第(4)項の活動に伴い、CSA ジャパンのワークスペース等の活動の場や手段へのアクセスと、知的財産への編集権を含むアクセスを、必要な範囲で認められること

2 アカデミック会員は、CSA ジャパンの活動に関して、以下のことは認められません。

- (1) 社員総会における議決権
- (2) CSA ジャパンの役員、役職者に就任すること。
- (3) CSA ジャパンの会員専用ページへのアクセス

第5条 アカデミック会員の義務

アカデミック会員は、以下の義務を負います。

- (1) CSA ジャパンが指定する年会費の支払い
- (2) 第2条に記載する誓約事項の遵守
- (3) 第3条に記載する行動規範の遵守
- (4) 第1条に規定する会員資格を失った時は、速やかに申し出ること

第6条 その他の規定

アカデミック会員は、以上の事項の他、以下の事項を理解し、従うものとします。

- (1) CSA ジャパンは運営上必要があるときにアカデミック会員に対して特段の指示を行ったり、アカデミック会員の権利の一部を制限や停止したりすることがあります。
- (2) CSA ジャパンは、運営上の都合や不測の事態等に際して、アカデミック会員の権利の一部または全部を、一定期間提供できないことがあります。
- (3) CSA ジャパンは、アカデミック会員制度が、所期の目的通りに機能しない場合や、運営上やむを得ない事情が生じたときは、制度そのものを何らの予告なく廃止することがあります。
- (4) アカデミック会員が支払った年会費は、その資格喪失、資格停止、制度の廃止に際しても、未経過分の払い戻しはしません。アカデミック会員の過誤による超過払いや二重払いが生じても、その返却に応じません。

- (5) CSA ジャパンはその運営上「会員」または「正会員」の語を用いますが、これらの語には「アカデミック会員」は含まれないので、この規約に規定する権利義務以外に、「会員」または「正会員」の文脈で規定される権利を有しまたは義務を負うものではないことに留意してください。
- (6) その他、CSA ジャパンの個別の決定や指示に、抗弁することなく従うものとします。
- (7) アカデミック会員たる資格および立場に関して、一切の求償権は存しません。

以上

【改訂履歴】

2021年12月17日 制定 V1.0